

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化が激しく、最先端でグローバルな経営環境の中にあって、競争力を強化し、持続的な成長を達成していくためには、意思決定の迅速化をはかり、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが必要不可欠であると考えます。当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題のひとつであると認識し、必要最小限の経営組織で、企業経営の透明性、健全性、効率性を確保することにより、企業価値の増大をはかり、企業の社会的責任を果たしていくことを追求しております。このような基本的な考え方から、当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜補充原則1-2-4＞

当社は、株主における海外機関投資家等の株式保有比率が低いことから、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。上記の実施につきましては、今後、株主における海外機関投資家等の株式保有比率が30%以上となった時点で検討いたします。

＜補充原則3-1-2＞

当社は、株主における海外機関投資家等の株式保有比率が低いことから、英語での情報の開示・提供は行っておりません。上記の実施につきましては、今後、株主における海外機関投資家等の株式保有比率が30%以上となった時点で検討いたします。

＜原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)＞

取締役の報酬については、月額固定報酬、単年度の業績と連動した賞与及び役員退職慰労金から成り立っており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しております。

＜補充原則4-2-1＞

取締役の報酬については、月額固定報酬、単年度の業績と連動した賞与及び役員退職慰労金から成り立っており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しております。

＜補充原則4-11-3＞

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果の概要の開示については、今後の検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1-4. いわゆる政策保有株式＞

当社は、取引を強化する目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有しております。取引関係の強化によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えております。

＜原則1-7. 関連当事者間の取引＞

当社は、役員及び役員に準ずる者並びに一定の大株主との利益相反取引(関連当事者間の取引を含む)について、原則として独立役員が出席する取締役会で承認・報告をすることとし、客観的で公正な判断を行っております。

＜原則3-1. 情報開示の充実＞

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現すると観点から、以下の事項について、主体的な情報発信を行います。

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、「他社が販売している同等品は製品にしない。従来より優れた製品、すなわち世界的にニユースとなる製品のみを商品化しよう」を合言葉に1985年に設立されました。以降、「業績拡大による最大利益の確保」をミッションとしております。

当社が属している業界では、常に最先端の生産ラインにおける高水準な仕様に対応できる搬送装置の投入が求められており、より一層付加価値の高い新製品の開発が必要となっております。こうした業界の中で成長していくため、ユーザーの個別ニーズに適切に対応できることや、搬送機メーカーとしての確かな技術力と信頼が不可欠なものと考えております。

装置の大型化や高度化が進む一方、装置の低価格化に対する要望が強まる中、事業環境はさらに厳しさを増すことが予想されております。

当社は、より付加価値の高い製品開発に注力し、さらに技術力と信頼性を高め、一層の事業拡大を目指してまいります。また、当社グループ内の効率化をはかり、利益確保に努め、財務体質の強化をはかってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で定めており、個別報酬については、当社所定の基準に基づき取締役会で決定しております。

具体的には、月額固定報酬、単年度の業績と連動した賞与及び役員退職慰労金から成り立っており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しております。

(4) 役員人事の選任等の方針と手続

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、取締役・監査役の選任等の方針と手続を次のとおりといたします。

・取締役会は、次の基準を満たす者を選任・指名いたします(なお、監査役については、監査役会の同意を要するものといたします)。
・代表取締役については、優れた見識・広い視野を有し、的確に経営に関する判断・業務執行・監督を行うことができること
・取締役については、業務分担に応じた専門能力を有し、的確かつ迅速に業務を執行する能力を有すること
・独立社外取締役については、当社の独立性等に関する判断基準を満たし、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値を図る能力を有すること
・常勤監査役については、当社における十分な情報収集能力と、適法性を確保するための監視能力を有すること
・独立社外監査役については、当社の独立性等に関する判断基準を満たし、適法性を確保するための監視能力を有すること
(5) 役員人事の選任等に際し個々の説明
取締役会は、上記(4)及び具体的な状況に応じ、個々に選任し、又は個々の候補者を指名したうえで株主総会にその選任をお諮りいたします。

＜補充原則4-1-1＞
取締役会は、重要な業務執行に係る事項を決定いたしますが、業務執行の一部を取締役に委ねる場合があります。その範囲について、取締役会の決議により委任を受けた取締役は、取締役会規則等に基づき当該業務を執行しております。

＜原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が独自に定める独立性等に関する判断基準によるものといたします。
【独立性等に関する判断基準】
当社は、社外取締役・社外監査役(候補者である場合を含む)が、次の(1)から(3)に該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断いたします。
また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(4)によるものといたします。
(1) コンサルティングその他顧問契約締結先等
法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり100万円以上となる場合。法人等の場合(個人が所属する場合)は、過去3事業年度の平均で当該法人等の営業収益の3%以上となる場合
(2) 寄付の提供先
業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり100万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合
(3) 上記(1)及び(2)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者
2親等以内の親族が、上記(1)及び(2)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合又は過去5年間ににおいて在職していた場合
(4) 役員の兼任会社数
上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)の兼任は、当社のほかに4社以内

＜補充原則4-11-1＞
原則3-1(4)をご参照ください。

＜補充原則4-11-2＞
社外取締役・社外監査役をはじめとする当社の取締役・監査役の重要な兼職の状況(他の上場会社の役員の兼任を含む)は、毎年、事業報告に開示いたします。また、兼任数の合理的な範囲については、原則4-9(4)をご参照ください。

＜補充原則4-14-2＞
社内取締役には、会社が自己研鑽に必要な支援を行ってまいります。
社外取締役及び社外監査役には、当社グループについての理解を深めるため、各部門から事業・業務内容等の説明を受け、主要事業所を視察する機会を適宜設けております。

＜原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、株主・投資家に正確な情報を適時・公平にご提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を積極的に構築することとし、取締役会は、次の方針を定めております。
(1) IR担当取締役
管理部を管掌する取締役がIR担当取締役となります。
(2) IR担当
企画室長がIRを担当し、上記(1)のIR担当取締役と連携いたします。
(3) 投資家説明会開催の企画・運営のほか年間スケジュール
機関投資家向けの投資家説明会を年に2回開催いたします。個人投資家向けには年に1回以上開催いたします。
定時総会終了後に株主向けに説明会を開催いたしております。
(4) 株主の意見の代表取締役・取締役会に対するフィードバック
機関投資家との面談の対応及び機関投資家向け説明会における説明は、代表取締役、IR担当取締役及びIR担当が行います。そこで把握された株主の意見・懸念については、取締役会において適宜報告されております。
(5) インサイダー情報管理規程の適用
株主との対話においては、「内部情報取扱規程」に基づき、会社情報を厳格に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
崎谷文雄	6,274,200	35.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,337,000	7.57
藤代祥之	737,600	4.18

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	585,500	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	523,300	2.96
ローツェ株式会社	358,395	2.03
株式会社 中国銀行	320,000	1.81
BARKLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	283,400	1.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	241,700	1.37
河原 栄	220,900	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	2 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国子会社RORZE SYSTEMS CORPORATIONが韓国のKOSDAQ市場に上場しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤井 修逸	他の会社の出身者								○	○		
羽森 寛	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 修逸	○	株式会社アドテック プラズマ テクノロジーの代表取締役社長であります。なお、当社と同社との間には、製品及び商品の売買等の取引があります。当社の代表取締役会長崎谷文雄は、同社の社外取締役に就任しております。	経営全般、また半導体及び液晶業界に対する社外の経験豊かで客観的な意見や助言を得ることができるため社外取締役として適任と考え選任しております。また、同氏が代表取締役社長を務める株式会社アドテック プラズマ テクノロジーと当社との取引は、当社と関係を有しない一般取引先と同様の条件によっており、金額的にも僅少で、当社の事業等の意思決定に対して重要な影響を与え得るような主要な取引先ではありません。以上の点から、透明かつ公正な企業活動を推進するため、社外取締役である同氏を独立役員として指定しております。
		オー・エイチ・ティー株式会社の代表取締役社長であり、また、レイリサーチ株式会	オー・エイチ・ティー株式会社の代表取締役社長であり、また、レイリサーチ株式会社の社外取締役も兼務していることから、その事業経験や見識をもって当社の経営に対する助言や業

羽森 寛	○	社の社外取締役であります。過去において、レイリサーチ株式会社と当社との間に僅少な金額での取引はありましたが、2016年2月期及び現在において、当社と両社との間に取引がないため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	務遂行の監督等の役割を期待し、2016年5月30日開催の定時株主総会の承認を経て、新たに社外取締役に就任いたしました。また、現在において、オー・エイチ・ティー株式会社及びレイリサーチ株式会社と当社との間に取引はありません。以上の点から、透明かつ公正な企業活動を推進するため、同氏を新たに独立役員として指定しております。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査計画について監査役会と協議し、監査終了後は結果を監査報告書で報告するとともに、監査役会や会計監査人からのヒアリングを受けております。

一方、監査役会は、内部監査実施後に、内部統制システム等の構築及び運用状況等について監査及び評価の報告を内部監査室から受けております。そして、監査役会は、会計監査に随時立会い、監査状況の把握に努めるとともに、各期終了後、会計監査人から会計監査及び内部統制監査の報告を受け、その妥当性を確認しております。

また、内部監査室、監査役会、会計監査人は、必要に応じてそれぞれが相互に報告や意見交換を行うなどの連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗濱宏行	他の会社の出身者										△			
中西正則	公認会計士													○
栗巢普揮	学者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			前職において当社の属する事業分野に精通し

栗濱宏行	○	他の会社に長年勤務しておりましたが、2012年12月に退職。当社との関係はありません。	ており、長年培われた専門的な技術・知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、透明かつ公正な企業活動を推進するため、社外監査役である同氏を新たに独立役員として指定いたしました。
中西正則	○	公認会計士であり、有限会社カルク・アシスト 代表取締役社長であります。	公認会計士であり、有限会社カルク・アシスト 代表取締役社長であります。公認会計士としての豊富な経験と専門知識から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、専門的な立場からの監査、助言等を得るため社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、透明かつ公正な企業活動を推進するため、社外監査役である同氏を新たに独立役員として指定いたしました。
栗巢普揮	○	山口大学大学院理工学研究科准教授であります。	大学で培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、透明かつ公正な企業活動を推進するため、社外監査役である同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社が独自に定める【独立性等に関する判断基準】については、＜原則4～9＞をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

会社法に基づき、2009年(平成21年)6月23日の取締役会決議により、当社取締役5名、監査役3名、執行役員2名、従業員195名に対して新株予約権を付与しておりましたが、その権利行使期間が2014年6月30日をもって終了いたしました。したがって、現在のところ、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額につきましては、取締役に支払った報酬等の総額とそのうち社外取締役に支払った報酬等の総額を開示しております。
取締役 6名 82百万円(うち社外取締役 1名 1百万円)

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額21百万円及び役員退職慰労引当金の繰入額17百万円が含まれております。

3. 取締役の報酬限度額は、1995年7月18日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とご承認いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方	あり
------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の決定方針と手続については、〈原則3-1〉(3)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の意見、要望、連絡等は、管理部が取り纏めて対応しております。また、当社から直接説明すべき内容は説明し、その他は電話、FAX、メール、郵便等を利用し、内容、重要性、必要性、適時性等に応じて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における企業統治の体制は、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を軸とした経営監視体制であります。それぞれの概要については、以下のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役7名による必要最小限の構成とし、そのうち2名は社外取締役であります。取締役会は、毎月定期的又は必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項についての意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。

(監査役会)

監査役会は、社外監査役3名で構成され、うち社外監査役1名は公認会計士であり、豊富な経験と専門知識から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針や業務分担等にしたがい取締役会及び重要な会議に出席して意見を述べるほか、取締役等から営業の報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所や子会社の往査、適法性・適正性の確保、財産・権利の保全、損失の未然防止を重点にして、取締役の職務の執行を監査しております。監査役会は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保をはかっております。

また、当社は、これらに加えて部長会議やグループ経営会議を開催し、体制及び機能の強化、充実をはかっております。

(部長会議)

当社は、各部の部長により構成される部長会議を原則として毎週1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づく事業執行に関しての重要事項等を協議し、適時に取締役会へ報告することにより取締役の監督機能の充実をはかっております。

(グループ経営会議)

当社と海外子会社の間では、各社の代表者が、グループ全体の経営戦略の推進や情報共有をはかりグループ全体として世界で強くなることを目的として、ローツェサミット(グループ経営会議)を定期的開催し、経営全般や事業戦略の討議、各会社状況の把握確認を行っております。

監査体制につきましては、内部監査、監査役監査、会計監査人による監査があり、それぞれの概要については、以下のとおりであります。

内部監査につきましては、代表取締役社長から任命を受けた内部監査室(2名)が、監査計画に基づき、各部門及び海外子会社の業務に関する内部監査を実施しております。内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに被監査部門にも還元して業務改善を行っております。また、必要に応じて監査役や会計監査人との連携をはかるとともに、意見交換を行っております。

監査役監査については、上記(監査役会)に記載のとおりであります。社外監査役は、取締役会や監査役会においてその専門的見地からの報告や発言を適宜行っております。また、監査役監査においてはその独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、内部監査室、他の監査役及び会計監査人と連携をはかり情報収集や意見交換を行っております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し監査を受けております。第31期(2016年2月期)において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 良智 指定有限責任社員 業務執行社員 中原 晃生

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 その他 7名

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会にて決議しており、当社所定の基準に基づき決定しております。また、監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

取締役報酬の決定方針と手続については、〈原則3-1〉(3)をご参照ください。

役員人事の選任等の方針と手続等については、〈原則3-1〉(4)・(5)をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役や社外監査役との連携をはかりながら、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。これにより、必要最小限の経営組織で企業経営の透明性、健全性、効率性を確保することができ、企業統治を有効に機能させることができると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。 定時株主総会后に、当社の現状と今後について、資料を用いて社長より株主の皆様へ直接ご説明しております。また、あわせて工場見学を行い社内をご紹介します。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「株主・投資家情報」に、「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年4月東京において、2016年5月と9月に地元福山市において、それぞれ「個人投資家向け会社説明会」を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算の決算発表後、年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「株主・投資家情報」に、適時開示資料、決算短信及び四半期決算短信、決算説明会資料、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」の中で「行動規範」を定め、グループすべての役員及び従業員に適用するとともに、これをホームページに掲載して周知徹底をはかっております。
その他	当社及びベトナム、韓国の各子会社においてISO14001:2004の認証を取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、行動規範及び「コンプライアンス規程」を整備し、企業倫理を遵守し、健全な企業風土の維持発展に努め、適正な経済活動を展開する。
 - (2) 「コンプライアンス規程」において通報制度を設け、当社グループの取締役及び使用人が法令違反行為を発見した場合は、速やかに通報するよう整備・運用を行う。
 - (3) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は、取締役会の決議に基づき職務を執行することによって適法性を確保する。
 - (4) 監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行について監査を行う。
 - (5) 内部監査室は、当社グループにおける職務の執行が、法令、定款、社内規程に照らし、適正かつ円滑に行われているかどうかについて内部監査を行う。
 - (6) 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を排除し、組織全体として毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」に基づき常時これら文書等を検索・閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、事業上のリスクを適切に把握し、リスクの洗い出しを行い、分類し、必要に応じ部長会議やグループ経営会議においてそのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を未然に防止するための措置を講じる。
 - (2) 当社グループの経営に重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指揮の下に対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行うことで損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況を監督する。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」の業務分掌及び職務権限に関する規定により責任と権限を明確にし、適正かつ効率的な業務遂行を行う体制を確保する。
 - (3) 部長会議を原則毎週1回開催し、各業務における事業活動の進捗状況や課題への対応などについて具体的検討を行い、取締役会への報告を行う。
 - (4) 内部監査室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。また、必要に応じて、適宜、監査役に対する報告、意見交換等を行い、監査役との緊密な連携を保つ。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理・運営規程」に基づき、代表取締役社長の統括のもと、各担当部門が関係会社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。
 - (2) 関係会社との緊密な連絡及び情報共有を確保することによって、適時に現状を認識して適切に必要な指示を行い、あるいはその内容、重要性、緊急性等に応じて協議・検討を行う。
 - (3) 当社と海外子会社との間で、各社の代表者がグループ全体の経営戦略の推進や情報共有をはかるため、「グループ経営会議」を定期的に開催し、経営全般や事業戦略の検討、各会社状況の把握確認を行う。
 - (4) 監査役あるいは内部監査室が、子会社監査を実施し、各会社の状況を正確に把握、報告することに努め、グループ全体として適正に業務が執行されていることを確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項については遅滞なく監査役に報告する。
 - (2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し、当社グループの業務及び財産の状況等について報告を求めることができる。
 - (3) 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (4) 監査役が職務の執行において負担した費用又は債務の弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社が当該費用又は債務の支払等を行う。
 - (5) 監査役は、取締役会、部長会議、グループ経営会議等、重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や、職務執行に関わることにつき、必要に応じ意見・質問等を行う。
 - (6) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役の監査の実効性確保をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力及び団体とは一切の関係を排除し、組織全体として毅然とした態度で対応します。
当社は、「コンプライアンス規程」の中で「行動規範」を定め、グループすべての役員及び従業員に周知徹底をはかっております。また、「反社会的勢力対策規程」を定め、管理部総務課を対応部署とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携をはかり、対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

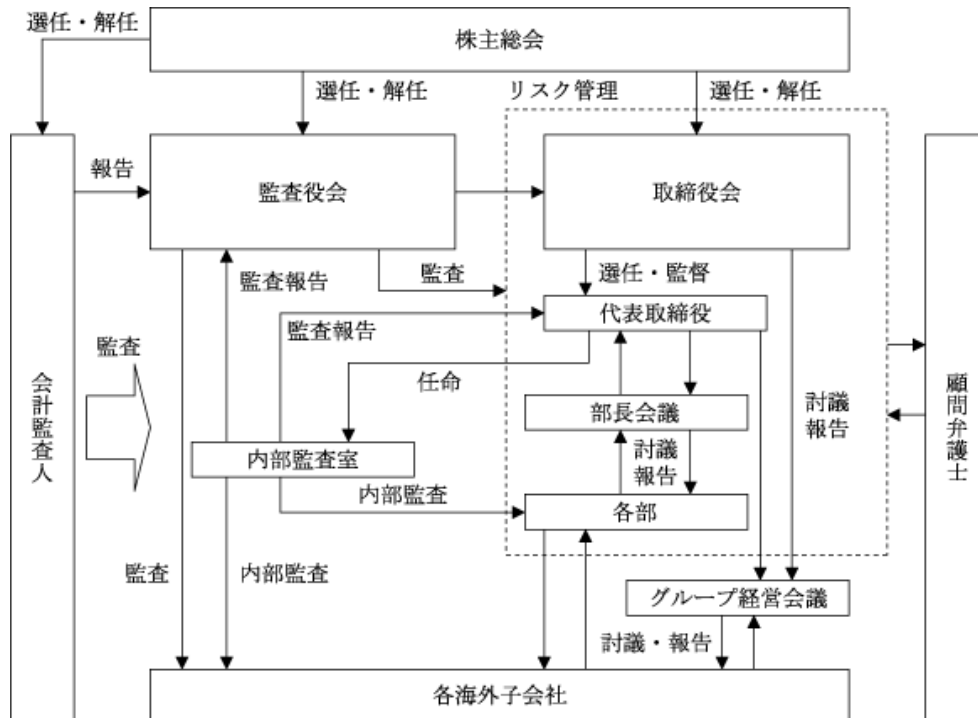
なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレートガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制概要図(模式図)」につきましては、以下のとおりであります。



【参考資料：適時開示体制概要図(模式図)】

